

(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

1. 委員会 (10月21日)

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	予測評価	大気質	現状の煙突高さは200mであるが、複数案の煙突高さを80mと100mの高さに設定した根拠を説明いただきたい。	<p>(前回委員会での回答)</p> <p>煙突高さについては、本地点と同様のガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を有している発電所において実績があり、建物ダウンウォッシュの発生を回避する観点から80mを設定しました。また、煙突高さ100mについては、同規模の発電所の実績等を鑑みて、建物ダウンウォッシュを回避できる高さとして100mの設定をしました。</p> <p>今回導入する設備は、最新鋭の排煙脱硝装置を取り付けること等によって排出濃度、排出量共に現状の設備より大幅に下げる計画であることから、既設と同等の煙突高さである200mは検討しておりません。</p>	
2	予測評価	動植物	「構造物の設置に伴い管理された緑地の一部が消失するが、工事終了後には新たに草地及び樹林を確保する。」という風に書いてある。この際に新たな土地の造成や植林に伴って、新たに外来種が侵入し、その結果、在来種の貴重な種が駆逐されたりする可能性が出てくると思う。このようなことに対する予防策はどのようなものを考えているか。	<p>(前回委員会での回答)</p> <p>植物については、重要な種としてカワヂシャの1種のみが発電所構内で確認されています。また、発電所は、修景緑化で成り立っていますので、重要な種の生育は少なく、すでに外来種が多数侵入してきているのが現状です。</p> <p>動物については、重要な種として確認されているのは鳥類が多く、これらの鳥類は営巣していない、もしくは営巣地を改変しないことから、影響は大きくないと考えています。</p> <p>予防策については、配慮書の段階であり詳細に検討できていませんので、今後検討を進めていきます。</p>	

(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
3	予測評価	大気質	年平均値という評価だけで良いのか。その近傍に暮らしている人たちの環境となると、例えば冬季の無風時にどれくらいの汚染物質が飛んでくるのか、それと周辺にはたくさん似たような発電所があり、それらと合算して考えると、単純にこの発電所単体の基準を満たすから煙突の高さ半分で大丈夫だという話をして良いのか、ご説明いただきたい。	(前回委員会での回答) 配慮書において計画段階配慮事項を選定し評価する目的は、重大な影響の回避・低減であると認識しています。このような中で施設の稼働に伴う大気質の影響については、最新鋭の低NOx燃焼器、排煙脱硝装置を導入することにより重大な影響は想定されませんが、煙突高さによる大気質への影響の違いについて把握するため、計画段階配慮事項として選定したものです。 配慮書では、煙突高さによる大気質への影響の違いを、年平均値のみで予測・評価しましたが、今後、日平均値や特殊気象条件下での予測・評価については、方法書以降の環境影響評価手続きにおいて行っていきたいと考えています。	
4	予測評価	大気質	煙突の高さが80mと100mとした時に、その判断基準が年平均で判断しているが、それは判断として妥当なのか。	(前回委員会での回答) 配慮書の段階では、大気環境への影響を見る上で代表的な指標となる年平均値について予測・評価を行い判断しています。本計画において、年平均値に有意な差がみられるということであれば80mの煙突高さは選択できませんが、大差はありませんでした。 具体的に煙突高さを80mとしたことについては、準備書までの環境影響評価手続きにおいて、日平均値や特殊気象条件下の予測・評価を行い、問題がないことを確認していきたいと考えています。	
5	事業計画	合理化ガイドライン	「火力発電所リプレースに係る合理化に関するガイドライン」についてご説明いただいた。 配慮書段階では特に合理化ということではないと思うが、今後、方法書で出される場合にどういうあたりを合理化するつもりなのか。どういうプランを持っているのか。	(前回委員会での回答) 具体的な合理化の手法については、この後の方法書手続きにおいて説明していきたいと考えています。 なお、合理化ガイドラインを適用することにより、既存のデータを活用した現地調査の省略や簡易予測手法の採用などを今後検討していきます。	

(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
6	事業計画	合理化ガイドライン	合理化ガイドラインについて、説明を付け加えていただけたらと思ったが、要するに調査期間の短縮といったあたりがポイントだということか。	(前回委員会での回答) 調査期間を含めたアセスメント手続き全体の期間短縮により、今回の環境負荷の低い発電設備を早期に運転開始することを目指すものです。 なお、調査の合理化は、予測・評価に使用できる的確なデータがあることが前提となりますので、的確なデータが得られれば合理化していくということになります。	
7	予測評価	大気質	会社として、将来的にはどうされるつもりなのか。1～4号機は取り壊さずにそのまま置いておき、将来的には取り壊して新たな発電所を造るのではないか。そのように小出しにつくっていけば、それぞれの事業でちょっと改善、大きな影響を及ぼさないので簡単なアセスで行けるというような判断なのではないか。	(前回委員会での回答) アセスメントは、1事業について1案件、今検討しているところで最大限のことをさせていただきます。アセスメントで、その先の計画も含めて扱うことは可能かもしれませんが、現段階では本計画以外の計画はないのが事実です。 今後については、新たに計画が持ち上がった断面でまたアセスメント手続きをさせていただき、ご審議いただくこととなります。	
8	事業計画	燃料	燃料のLNGについて、供給するパイプラインについても必要になってくると思うがその点はどうなのか。工事は必要無いのか。	(前回委員会での回答) 現状、姉崎火力はガスを燃料として発電しており、その燃料は、東京電力フュエル&パワー(株)が袖ヶ浦、富津に所有するLNG基地から敷設されているパイプラインにて供給されています。本計画においても、燃料ガスのパイプラインは東京電力フュエル&パワー(株)が所有しているものを使用する計画です。 発電所構内において、最終的な発電設備に至るまでのパイプラインの延長はありますが、それは全体の工事の一環ということで、本事業において特段ガス導管の大きな工事をすることはありません。	

(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
9	事業計画	廃棄物	配慮書では検討対象外であるが、廃棄物及び残土については、「法律に従って適切に」と表現されているが、方法書の際には、再資源等詳細なところまで記載してほしい。	(前回委員会での回答) 方法書において、可能な範囲で対応します。	
10	事業計画	廃棄物	既設の発電設備は、しばらくは撤去しないとのことから、その廃棄物が出ないということで良いか。	(前回委員会での回答) そのとおりです。	
11	事業計画	緑化	既存施設は廃止するが撤去しないということだが、「構造物の設置に伴い管理された緑地が消失するが、新たに緑地を作る」というが、スペース的に確保できるのか。 プラントの建て方をみるとかなり密な状況で、緑地のスペースがないように思われるが。	(前回委員会での回答) 主要なプラント建設予定地は、燃料油タンクヤードであり、現状においても緑地ではありません。従って、この範囲だけでいえば、工事により緑地の減少はありません。 ただし、取水口から新設の発電設備へつなぎ込む工事等で緑地の一部を伐採する必要があるため、その場所そのまま盛土をして現状復旧する、または別の場所に緑地を確保する等を今後検討していきます。 基本的には、今ある緑地については、可能な限り現状復旧していきます。	
12	事業計画	運用	JERAは発電所のリプレースで運用開始までを担当するのか。実際の発電所の運用は東京電力フュエル&パワー(株)が行うのか。	(前回委員会での回答) 新1～3号機については、現状では建設から運用まで一貫してJERAが行う計画です。	
13	事業計画	運用	建設段階で検討されたことが運用段階できちんと履行されるよう情報が伝達できる体制で実施してほしい。	(前回委員会での回答) 承知しました。建設段階で検討したことを運用段階で確実に実施していきます。	

(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

2. 委員会後の意見

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
14	予測評価	大気質	10/21の会議資料2のp29ですが、第1案、第2案について、各案とも、新1～3号機の各煙突1本あたりの予測結果でしょうか。それとも新1～3号の合算でしょうか。新1～3号+5～6号の合算はどのようになるのでしょうか。	(前回委員会後に寄せられた質疑・意見の回答) 第1案、第2案ともに、新1～3号機の3本の煙突からの排出ガスを合算した予測結果となります。 なお、新1～3号機運転開始後も残る5・6号機については、既設の1～6号機が稼働している平成22～26年度の環境濃度をバックグラウンドとして評価していることから、将来の予測諸元を含めておりません。	